

ID: 256

担当部署: 上下水道局

処分の概要	占用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市農業集落排水処理施設条例 第17条		
例 規 番 号	平成17年条例第153号		
【根拠条文】 (占用の許可) 第17条 排水処理施設の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して排水処理施設の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、占用許可申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について前条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 4 年 2 月 28 日